



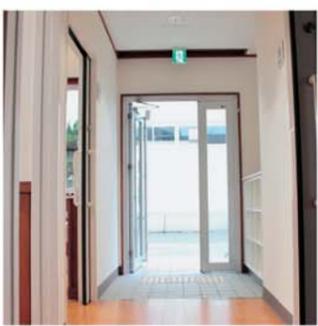
お子さんの急な病気にも安心！ 病児病後児保育施設『かとおっこ』が完成しました



小さいお子さんは、急な発熱などの体調変化を起こしたり、病気になったりしやすいものです。お子さんの急病時でも、保護者の方が、仕事の都合などでどうしてもそばにいてあげることができない時があります。共働き世帯の増加等に伴い、病児病後児保育施設を求める声は大きくなっていました。

加東市では、急な発熱や病気がかかったお子さんをお預かりし、保護者に代わって見守る加東市病児病後児保育施設『かとおっこ』を開設しました。『かとおっこ』は、保護者の子育てと仕事の両立をお手伝いしながら、親子の不安をやわらげます。

お困りの際は、ぜひご相談・ご利用ください。



『かとおっこ』では病児（病気の回復に至っていないお子さん）・病後児（病気の回復期にあるお子さん）のどちらも預かることができます。

○隣接する加東市民病院の小児科医師による病状チェック・医療スタッフによるサポートもあります。

医療でサポートする小児科スタッフ



各部屋の案内板は、動物をあしらったかわいらしいデザイン。お子さんに安心感を与えます。

安全・安心に配慮し、窓ガラスはすべて強化ガラス、使用出入口には、カメラ付きインターフォンを備えています。

小さなお子さんでも利用しやすい共用トイレスペース。洗面台や手すりの高さを低く設定するなど、工夫を凝らしています。

お子さんの病状に合わせて使い分けられるトイレ付き個室を2部屋備えています。

○専用施設のため、設備が充実しています。

『かとおっこ』のご利用方法

まずは事前登録を！

『かとおっこ』をご利用いただくには、事前の登録が必要です。利用登録届・同意書・印鑑・母子健康手帳を、子育て支援課または『かとおっこ』窓口へ持参し、登録手続きを行ってください。事前登録を済ませておくと、利用時には電話で申し込みができるようになります。なお、利用登録届は子育て支援課・『かとおっこ』窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

利用日時

平日の8時から18時まで
※12月29日から1月3日までの間は休所です。

場所

加東市家原85番地
(加東市民病院東隣)

お預かりできるお子さん

- 次の全てに該当するお子さんをお預かりします。
- ①概ね生後6か月から小学6年生までのお子さん
- ②当面症状の急変はないが、病気の回復期には至っていない、または、病気の回復期にあるが集団保育が困難であること

③保護者が就労・疾病・災害・事故・出産・家族の介護や看護・冠婚葬祭等のやむを得ない事情により、家庭での保育が困難であること

対象となる病気や怪我

- 風邪や下痢などの日常的な病気
- 水ぼうそうや風しんなどの感染性疾患
- ぜんそくなどの慢性疾患
- 骨折など

定員 1日あたり4人

利用できる日数
1 疾病につき、連続7日間（休所日も換算します）

利用料

- 加東市に住居登録のあるお子さん
1日 2,000円
- 加東市外にお住まいのお子さん
1日 3,000円

※給食をご利用の方は、別途500円必要です。

問い合わせ

- 病児病後児保育施設 かつこ
- ☎ 42・2415
- 福祉部子育て支援課 (庁舎1階)
- ☎ 43・0408

加東市民病院院内 保育施設『ゆめっこ』

『かとおっこ』には、加東市民病院院内保育施設『ゆめっこ』が併設されています。『ゆめっこ』は、加東市民病院に勤める医療スタッフが、勤務時に子どもを預けられる施設

です。この施設により、育児期間中のスタッフがより働きやすい病院となり、結果、加東市民病院への新たな医療スタッフの確保と病院への定着が進みます。地域医療の核である加東市民病院の活性化に『住んでよかった、これから住み続けたいまち・加東』のさらなる充実を図ります。



市民病院からのお知らせ

加東市民病院では、子宮がん検診を予約なしで受診できるようになりました。婦人科外来の診察日にご来院ください。



| | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 午後 | ○ | — | ○ | — | ○ |

受付時間

- 午前の部 8:00～
- 午後の部 13:30～



問い合わせ

加東市民病院 ☎42-5511

上下水道料金未納者に 差し押さえを徹底します



加東市では、上下水道料金の滞納者に対して、電話や文書による催告または給水の停止により回収を行っていますが、公平性を確保するため、再三の催告にも関わらず、納付しない滞納者には、法律に基づく処分を行う必要があります。

特に、下水道使用料については、督促状を送付しても完納されない場合、法律に定められているとおり、給与や預貯金その他の財産を差し押さえます。

必ず納期限までに納めてください。

何らかの事情により、どうしても納付できない方は、納期限が過ぎる前にご相談ください。止むを得ない場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置を行う場合があります。

問い合わせ 水道お客さまセンター(庁舎3階) ☎43-0539
※上下水道料金の納付は、確実に便利な口座振替をご利用ください。